

まずはやってみよう！「内部監査」
～自社の取組を社内外に発信するチャンスとして～

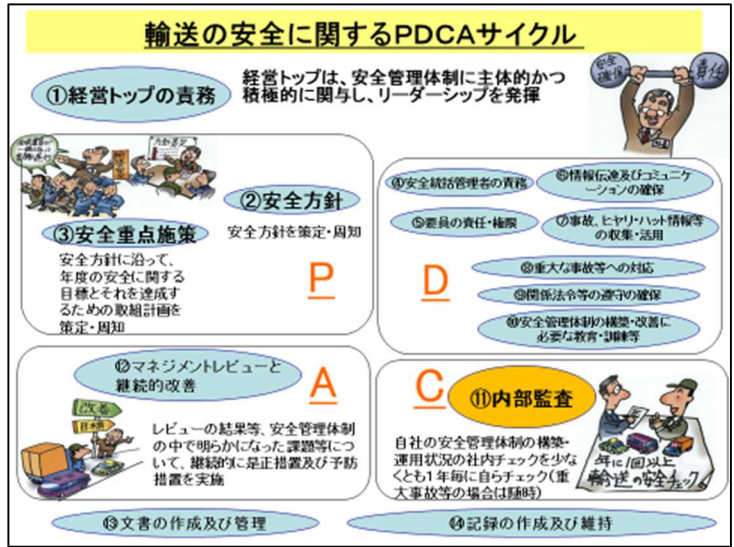
皆さまは、「内部監査」という言葉から何を思い浮かべられるでしょうか。業務監査・会計検査といった点検を受けるといふ、あまりいいイメージではないかもしれませんが、運輸安全マネジメントにおいては、「**自社の事故防止に対する取組を、注意深く見て、聞いて、効果を測るもの**」とされていますので難しく考えないで、まずはやってみることからはじめてみましょう。

右図は、ガイドラインの一連の流れを図化したものですが、内部監査は安全に関するPDCAサイクルの“C”（チェック）の部分にあたり、次年度の取組につなげるために、重要な位置づけとなっています。

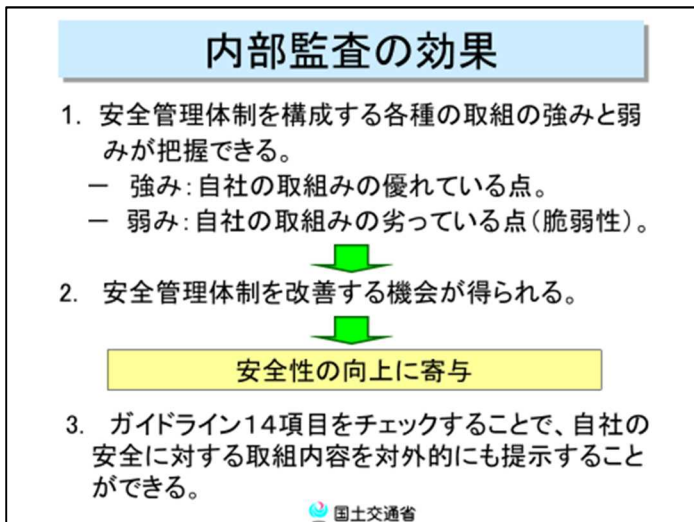
内部監査の目的は、関係法令や安全管理規程、その他の規定・マニュアルに沿った行動をとっているか（適合性）や、安全目標等においての達成状況、計画したとおりの成果が得られているかなど（有効性）の確認を行うことにより、安全管理体制上の課題や問題点を見出すことです。

また、監査において見出された優良事例、アドバイスなどについては、水平展開することで取組の改善を図ることも可能です。

内部監査の対象範囲としては、①経営トップ ②安全統括管理者 ③経営管理部門 ④現業実施部門となっていますが、一般的な事業者では、現場の監査のみで終わっているところも少なくありません。



運輸安全マネジメントでは、この中でも**経営トップに内部監査を実施することを推奨**しています。これは、トップが監査を受けることが、安全管理上において一番効果的だと言われているからです。「社長に内部監査を実施することは出来ない」「どうやればいいのか分からない」という声も多いのですが、実施の方法としては、**〇直接インタビューをする 〇経営トップが出席した会議の資料・議事録を活用 〇重点監査項目のチェックリストを作成・実施**などが考えられます。



経営トップが内部監査を受けることの**効果**としては、①日頃の社長の言動、安全に対する気持ち、安全投資など、安全マネジメントへの関与の本気度を社内に示すことができる。②社員のモチベーションが向上し、安全に対する意識がさらに高まる。③自らの1年間の取組も再確認でき、「気づき」も得られる。

また、外部（荷主・オペレーター・親会社・施設管理者等）から求められる安全に対する自社の取組として紹介するなどの活用もできます。

現業実施部門（現場）の監査では、きびしい監査員が何をやってなかったかを突くイメージではなく、安全目標に掲げた取組についての「**年間発表会**」と考えてもいいと思います。何ができて、何ができなかったか。できなかった部分をできるようにするには、次からどうすればいいか。目標のハードルが高ければ、低くしてもいいし、取組が多すぎるのであれば皆で話し合い、整理すべきかもしれません。